

## 旭川市動物愛護センター 概要

旭川市動物愛護センター（あにまある）

### 1 設置に至った経緯

これまで、犬や猫の收容管理を行っていた嵐山犬抑留所は、築40年の建物で、老朽化が著しく、とりわけ收容室は、狭隘な1室（約12㎡）しかなく、広さと設備のいずれにおいても極めて不十分な状況にありました。

また、場所についても、市街地から遠く、山の中腹にあるため、分かりにくいなどの課題があり、適正な收容管理や譲渡事業の推進が困難であることなどから、收容能力が高く、適切な收容管理のできる施設が必要となっていました。

そこで、平成12年の中核市移行を機に、建設候補地の調査を開始し、30カ所超を調査してきました。

その結果、交通アクセスが良好であること、また、本市の中心部であるが、周囲を官公庁等に囲まれており、住宅地から一定の距離が保たれていることなどから、最も適した場所として、現在の場所を選定し、設置することとなりました。

### 2 施設

- ・所在地：旭川市7条通10丁目
- ・敷地面積：793㎡
- ・建築面積：358㎡
- ・延床面積：734㎡
- ・建築概要：鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階  
多目的ホール、ボランティア室、犬飼育体験室、猫飼育体験室、犬保護室、猫保護室、犬検疫室、猫検疫室、犬観察室、その他動物保護室、洗浄室、治療・傷病室、レントゲン室、処置室 等
- ・防音対策：吸音材施工、防音サッシ、防音ガラス、防音ドア、消音内張
- ・防臭対策：オゾン脱臭装置、活性炭フィルター
- ・その他：犬運動場（屋外施設）

### 3 主な事業

動物愛護管理法、狂犬病予防法関係

- ・動物愛護思想の普及啓発に関すること
- ・犬・猫とのふれあい事業に関すること
- ・動物の飼養管理の指導・助言に関すること
- ・傷病動物の保護、治療に関すること
- ・動物の捕獲、保護、收容に関すること
- ・犬・猫の引取りに関すること
- ・犬・猫の譲渡に関すること
- ・收容動物の飼育管理、返還及び処分に関すること
- ・狂犬病予防に係る知識の普及啓発に関すること
- ・ボランティア活動の支援に関すること

#### 4 設置までの経過

○平成21年度 動物愛護センター基本計画 策定  
基本コンセプト

命の大切さを伝える施設	動物にやさしい施設	人と動物の正しい関わり方を学べる施設
-------------	-----------	--------------------

○平成22年度 基本・実施設計

○平成23年度

(1) 既存の第3庁舎分庁舎を解体し、センターの本体工事に着手

(2) 事業計画等の策定

(3) 愛称の公募（「あにまある」に決定）

○平成24年度

(1) 愛称ロゴマークの作成

(2) 動物愛護センター条例の制定

(3) 9月3日、供用開始

#### 5 総事業費

総事業費は、平成22年度から24年度までの3年間で、約3億1千百万円となっています。

財源内訳は、一般財源が約5千9百万円、市債が約2億2千6百万円、国庫補助金が約2千6百万円、寄付金が6万円となっています。

#### 6 年間維持費

約2千6百万円程度を見込んでいます（施設管理費及び収容動物飼養管理費）。

#### 7 手数料

(1) 飼い主からの犬又は猫の引取

・ 生後91日以上の子犬又は子猫 1頭につき 2,100円

・ 生後90日以下の子犬又は子猫 1頭につき 300円

(2) 飼い主への犬又は猫の返還

・ 返還 1頭につき 1,000円

・ 保管 1日につき 550円

#### 8 運 営 市直営

#### 9 職員配置（平成30年9月 現在）

正職員 9名（獣医師 4名）

臨時職員 5名

嘱託職員 3名

#### 10 今後の課題

- ・ 殺処分の低減（終生飼養の啓発、譲渡の推進など）
- ・ 猫対策の推進（室内飼育や去勢・不妊措置の普及、TNRの推進等）

※「TNR」

野良猫を一旦、捕獲し、動物愛護センターで去勢・不妊手術を行い、元居た地域に戻すことにより、殺処分を回避しながら、野良猫の増殖を防止すること。